

公益社団法人津青年会議所定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人津青年会議所（以下「本会議所」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会議所の主たる事務所は、三重県津市に置く。

(目的)

第3条 本会議所は地域社会の発展を図り、会員の連携と指導力の啓発に努めるとともに国際的理解を深め、国家及び世界の繁栄と平和に寄与することを目的とする。

(運営の原則)

第4条 本会議所は特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的としてその事業を行わない。

2 本会議所は、これを特定の政党のために利用しない。

(公益目的事業)

第5条 本会議所は、第3条の目的達成のため次の事業を行う。

(1) 児童又は青少年の健全な育成に寄与する事業

(2) 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業

(3) 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力並びに国際社会の貢献に寄与する事業

(4) 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業

(5) 国政・県政・市政の健全な運営に役立つ事業

(6) 地域社会の健全な発展に寄与する事業

(7) その他、公益目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、原則として津市及びその周辺において実施する。

(その他事業)

第6条 本会議所は、前条の公益目的事業の推進に資するため必要に応じ次の事業を行う。

(1) 政治、経済、文化、教育等に関する調査研究及びその改善発展に資する計画の

立案と実現を目的とする事業

- (2) 指導力開発のための知識及び教養の修得と向上並びに能力の開発に資する事業
- (3) 国際青年会議所、公益社団法人日本青年会議所及び国内、国外の青年会議所並びにその他の諸団体と提携して相互の理解と親善を増進する事業
- (4) その他本会議所の目的達成に必要な事業

(事業年度)

第7条 本会議所の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

第2章 会員

(会員の種別)

第8条 本会議所の会員は、次の3種類とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員
- (2) 特別会員
- (3) 賛助会員

(正会員)

第9条 正会員は、津市及びその周辺の地域に居住する、若しくは勤務先を有する20歳以上40歳未満の品格ある青年で、理事会において入会を承認された者をいう。

2 正会員が事業年度中に40歳に達した場合は、当該事業年度の終了する日まで正会員としての資格を有する。

(特別会員)

第10条 特別会員は、40歳に達した年の事業年度の終了する日に正会員であった者で、特別会員となることを希望し、理事会において承認された者をいう。

(賛助会員)

第11条 賛助会員は、本会議所の目的に賛同し、その発展を助成しようとする個人、法人、又は団体で、理事会で承認されたものをいう。

(入会)

第12条 本会議所の正会員になろうとする者は、別に定める規程に従い、理事会の承認を得なければならない。

2 このほか入会に関する事項は、別に定める規程による。

(会員の権利)

第13条 正会員は、本定款に定めるもののほか、本会議所の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を有する。

2 特別会員、賛助会員については別に定める規程による。

(会員の義務)

第14条 本会議所の正会員は、各種会議、各種事業及び行事に出席する等、本会議所の目的達成に必要な義務を負う。

2 本会議所の会員は、本定款及びその他の規程を遵守しなければならない。

(会費及び入会金)

第15条 本会議所の会員は、総会において定める会費及び入会金を別に定める規程に基づき納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第16条 本会議所の会員は、次の事由によりその資格を失う。

- (1) 退会したとき
- (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき
- (3) 死亡、又は失踪宣告を受けたとき
- (4) 解散したとき
- (5) 破産宣告を受けたとき
- (6) 除名されたとき
- (7) 総正会員の同意があったとき

(退会)

第17条 本会議所を退会しようとする会員は、退会届を理事長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第18条 正会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において総正会員の議決権の3分の2以上の決議により、当該正会員を除名することができる。

- (1) 本定款その他の規程に違反したとき
- (2) 本会議所の名誉を毀損し、又は本会議所の目的遂行に反する行為をしたとき
- (3) 本会議所の秩序を著しく乱す行為をしたとき
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により正会員を除名しようとするときは、その正会員に総会の1週間

前までに、理由を付して除名をする旨の通知をなし、除名の決議を行う総会において、弁明の機会を与えなければならない。

3 特別会員又は賛助会員が第1項各号のいずれかに該当するときは、理事会の決議により、当該会員を除名することができる。

4 除名が決議されたときは、その会員に対し通知するものとする。

(休会)

第19条 止むを得ぬ理由により本会議所の活動に参加できない正会員は、別に定める規程に基づき理事会の承認を得て休会することができる。ただし、休会中の会費はこれを軽減又は免除しない。

(復帰)

第20条 前条の休会をしている者が復帰を望むときは、別に定める規程に基づき理事会の承認を得て復帰することができる。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第21条 会員が第16条の規定によりその資格を喪失したときは、本会議所に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 本会議所の会員は、その資格を喪失した後、既納の入会金又は会費の返還、その他本会議所に対して既に納入した金銭については請求を行うことができない。

第3章 総会

(種別)

第22条 本会議所の総会は、通常総会及び臨時総会の2種類とする。

2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法第35条第1項の社員総会とし、毎年2月、8月、12月に開催する通常総会をもって同法上の定時社員総会とする。

(構成)

第23条 総会は、全ての正会員をもって構成する。総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(開催)

第24条 通常総会は、年3回開催するほか、必要がある場合に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき

(2) 議決権の5分の1以上を有する正会員から、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により開催の請求が理事長にあったとき

(3) 理事会が必要である旨を決議したとき

(招集)

第25条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、遅滞なく、請求があった日から6週間以内の日を開催日とする臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに正会員に通知を発しなければならない。

4 理事長は、法令に基づきあらかじめ正会員の承諾を得たときは、当該正会員に対し、前項の書面による通知の発送に代えて、電磁的方法により通知を発することができる。

(議長)

第26条 総会の議長は、理事長又は正会員のうち理事長の指名した者がこれにあたる。

(定足数)

第27条 総会は、総正会員の過半数の出席をもって成立する。

(決議)

第28条 総会の決議は、一般社団・財団法人法第49条第2項及び本定款に特に規定するものを除き、出席した正会員の議決権の過半数をもって決する。この場合において、議長は正会員として議決に加わる権利を行使しない。ただし、可否同数の場合は議長の決するところによる。

2 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに前項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第33条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第29条 止むを得ない事由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合において、第27条及び第28条の規定の適用については出席したも

のとみなす。

(権限)

第30条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 役員を選任及び解任
- (2) 理事長・副理事長・専務理事の選定及び解職。
- (3) 事業計画及び収支予算の承認
- (4) 事業報告及び収支決算の承認
- (5) 各種計算書類（貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録）及びその附属明細書（以下「計算書類等」という。）の承認
- (6) 入会金及び会費の額の決定並びにその変更
- (7) 理事会において総会に付議した事項
- (8) 前各号に定めるほか、法令に規定する事項及び本定款に定める事項

2 次の決議は、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって決する。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 本会議所の解散及び残余財産の処分方法
- (5) 不可欠特定財産の処分
- (6) 合併、事業の全部又は一部の譲渡
- (7) その他法令で定められた事項

(決議事項の通知)

第31条 理事長は、総会終了後遅滞なくその決議事項を正会員に書面で通知しなければならない。

2 理事長は、あらかじめ正会員の承諾を得たときは、当該正会員に対し、前項の書面による通知の発送に代えて、電磁的方法により通知を発することができる。

(議事録)

第32条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成するものとする。

2 議事録には、議長及び議長が指名する正会員2名が署名押印しなければならない。

第4章 役員

(役員の種類及び定数)

第33条 本会議所に次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上25人以内
(理事長、副理事長及び専務理事を含む。)
- (2) 理事長 1人
- (3) 副理事長 1人以上5人以内
- (4) 専務理事 1人
- (5) 監事 1人以上3人以内

(役員を選任及び資格)

第34条 本会議所の理事及び監事は、総会の決議によって選任する。ただし、理事及び監事の選出にあたっては、別に定める役員選任の方法に関する規程による。

- 2 理事長、副理事長及び専務理事は総会の決議により選任する。
- 3 監事は、本会議所の理事又は使用人を兼務し、又は委員会の構成員となることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 他の同一団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互の密接な関係にある者として法令で定める者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 6 その他役員を選任に関して必要な事項は、別に定める役員選任の方法に関する規程による。

(理事の任期)

第35条 理事として選任された者は、補欠として選任された者を除き、選任された翌年の1月1日に就任し、その年の12月31日に任期が満了する。

- 2 本定款に定める理事に欠員が生じた場合、補欠を選任しなければならない。
- 3 補充のために選任された理事の任期は、前任者の任期満了までとする。
- 4 理事は第33条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事の権利義務を有する。

(監事の任期)

第36条 監事として選任された者は、補欠として選任された者を除き、選任された翌年の1月1日に就任し、選任された翌々年の12月31日に任期が満了する。

- 2 本定款に定める監事に欠員が生じた場合、補欠を選任しなければならない。
- 3 補充のために選任された監事の任期は、前任者の任期満了までとする。
- 4 監事は第33条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお監事の権利義務を有する。

(役員の評任及び解任)

第37条 役員は、理事会の承認を得て辞任することができる。

2 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会において総正会員の議決権の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務を執行することができないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

3 前項第2号の規定により役員を解任しようとする場合は、当該役員に対し1週間前までに通知するとともに、解任の決議を行う総会において、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(理事の職務及び権限)

第38条 理事は、理事会を構成し、法令及び本定款の定めるところにより本会議所の職務を執行する。

2 理事長は、一般社団・財団法人法第91条第1項第1号の代表理事として本会議所を代表し、業務を執行する。

3 副理事長は、一般社団・財団法人法第91条第1項第2号の業務執行理事として理事長の業務の執行を補佐する。

4 専務理事は、一般社団・財団法人法第91条第1項第2号の業務執行理事として、理事長の業務の執行を補佐し、事務局を管理して本会議所の常務を処理する。

5 理事長、副理事長及び専務理事は、事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

6 副理事長及び専務理事は、理事長からの諮問に対して調査研究及び答申を行う。

(監事の職務及び権限)

第39条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成すること。

(2) 本会議所の業務並びに財産の状況を監査すること。

(3) 理事会に出席し、必要があると認められるときは意見を述べること。

(4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をする恐れがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実、若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること。

(5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。また、当該請求の日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。

- (6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類等を調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること。
- (7) 理事が本会議所の目的の範囲外の行為をし、又はその行為をする恐れがある場合において、その行為によって本会議所に著しい損害が生ずる恐れがあるときは、その理事に対し、その行為を止めることを請求すること。
- (8) その他、法令上の権限を行使すること。

(役員等の損害賠償責任の免除)

第40条 本会議所の役員について、一般社団・財団法人法第111条第1項の役員の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合に、一般社団・財団法人法第113条の責任の一部免除の規定に該当する場合には、それに基づいて賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の承認により責任の全部または一部を免除することができる。

(役員等の報酬)

第41条 役員は無報酬とする。

(直前理事長等)

第42条 本会議所に、任意の機関として直前理事長1名、顧問若干名を置くことができる。

- 2 直前理事長は、前年度理事長がこれにあたり、理事長経験を生かし、業務について必要な助言を行う。
- 3 顧問は、理事長が正会員の中から推薦し、理事会において承認を得るものとする。
- 4 顧問は、理事長の諮問に答え、または業務について必要な助言を行うことができる。
- 5 直前理事長及び顧問の任期は、第35条第1項の規定を準用する。
- 6 直前理事長及び顧問の辞任及び解任は、第37条の規定を準用する。
- 7 直前理事長及び顧問は、理事会に出席し意見を述べることができる。
- 8 直前理事長及び顧問の報酬は、無償とする。

(特別顧問)

第43条 本会議所に任意の機関として特別顧問若干名を置くことができる。

- 2 特別顧問は、理事長が正会員以外から推薦し、理事会において承認を得るものとする。
- 3 特別顧問はその知識・経験を生かし、本会議所の運営につき適宜助言することができる。

- 4 特別顧問の任期については、その都度理事会において決める。
- 5 特別顧問の辞任及び解任は、第37条の規定を準用する。
- 6 特別顧問の報酬は、無償とする。

第5章 理事会

(構成)

第44条 本会議所に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。
- 4 直前理事長及び顧問は、理事会に出席して意見を述べる事が出来る。

(権限)

第45条 理事会は、本定款に別に定めるもののほか、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか本会議所の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督

2 理事会は、次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することはできない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他本会議所の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備
- (6) 一般社団・財団法人法第114条第1項の規定による定款の定めに基づく第111条第1項の責任の免除

(種類及び開催)

第46条 理事会は定例理事会及び臨時理事会の2種類とする。

- 2 定例理事会は原則毎月1回開催する。
- 3 臨時理事会は次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき
 - (2) 第47条第2項に定めるとき
 - (3) 第39条第5号に定めるとき

(招集)

第47条 理事会は、本定款に別に定める場合のほか、理事長が招集する。

2 理事長は、理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求があった日から5日以内に、その請求日から2週間以内の日を開催日とする臨時理事会を招集しなければならない。

3 前項の請求のあった日から5日以内に、その請求日から2週間以内の日を開催日とする臨時理事会の招集通知が発せられない場合には、その請求をした理事が、臨時理事会を招集することができる。

4 理事会を招集する者は、理事会の日の5日前までに、開催案内を各理事、各監事、直前理事長、各顧問に通知しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第48条 理事会の議長は、その理事会において出席理事の中から選任する。

(定足数)

第49条 理事会は、議決権を有する理事の過半数の出席をもって成立する。

(決議)

第50条 理事会の決議は、出席した理事の議決権の過半数をもって決する。又この場合において、議長は理事として議決に加わる権利を行使しない。ただし、可否同数の場合は議長の決するところによる。

2 決議事項について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わるできない。

(決議の省略)

第51条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第52条 理事、監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第38条第5項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第53条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成するものとする。

2 理事長及び監事は、これに署名押印しなければならない。ただし、理事長が理事会に出席しなかった場合は、出席した理事及び監事がこれに署名押印する。

第6章 例会及び委員会

(例会)

第54条 本会議所は、原則として毎月1回以上例会を開催する。

2 例会の運営については、理事会の決議により定める。

3 前項に関して必要な事項は、別に定める運営規程による。

(委員会の設置)

第55条 本会議所は、その目的達成に必要な事項を調査研究、審議及び実施するために委員会を置く。

2 前項に関して必要な事項は、別に定める運営規程による。

(局・室・会議・特別委員会)

第56条 本会議所は、局、室、会議、特別委員会を設置することができる。

2 前項に関して必要な事項は、別に定める運営規程による。

(所属)

第57条 正会員は、理事長、副理事長、専務理事、監事及び直前理事長等を除き、原則として全員が第55条の委員会及び第56条の局等のいずれかに所属しなければならない。

第7章 財産及び会計

(会計原則)

第58条 本会議所の会計は、公益法人の会計の基準その他の公益法人の会計の慣行によるものとする。

(財産の構成)

第59条 本会議所の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 会費

- (2) 入会金
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入
- (7) 財産目録に記載された財産

(経費の支弁等)

第60条 本会議所の経費は財産をもってこれを支弁する。

(財産の管理)

第61条 本会議所の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は、別に定める会計細則による。

(事業計画及び収支予算)

第62条 本会議所の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（以下、「事業計画書等」という。）については毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を得た後、総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の事業計画書等については、主たる事業所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第63条 本会議所の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで理事会の承認を経て、2月に開催される通常総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の付属明細書
- (6) 財産目録

2 第1項各号の書類、役員名簿、会員名簿、運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類、監査報告については毎事業年度の経過後3ヶ月以内に行政庁に提出するとともに、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

3 本会議所は、第1項の通常総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより貸借

対照表を公告するものとする。

(基本財産)

第64条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表1の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、総会で基本財産として繰り入れることを決議した財産とする。

3 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、止むを得ない事由があるときは、総会において総正会員の議決権の3分の2以上の議決により、全部もしくは一部を処分し、又は担保に供することができる。

4 基本財産の運用益は第5条の公益目的事業に使用しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第65条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第66条第1項第10号の書類に記載するものとする。

第8章 管理

(備付け帳簿及び書類)

第66条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

(1) 定款その他諸規定等

(2) 会員名簿

(3) 理事、監事及び直前理事長等の名簿

(4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類

(5) 理事会及び総会の議事に関する書類

(6) 財産目録

(7) 事業計画書等

(8) 事業報告書及び計算書類等

(9) 監査報告書

(10) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(11) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類の保存期間については、第63条第3項によるものとする。

3 第1項各号の帳簿及び書類の閲覧については法令に定めるほか、第63条第3項に定める規定によるものとする。

(事務局)

第67条 本会議所は、その事務を処理するため事務局を設置する。

2 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、別に定める庶務規程による。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報の公開)

第68条 本会議所は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第69条 本会議所は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、別に定める個人情報保護規程による。

(公告)

第70条 本会議所の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第71条 定款は、総会において総正会員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

(合併等)

第72条 本会議所は、総会において総正会員の3分の2以上の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部または一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第73条 本会議所は一般社団・財団法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において総正会員の議決権の3分の2以上の議決により解散することができる。

(解散後の会費)

第74条 本会議所は、解散後であっても総会の決議を経て、その債務を完済するために必要な限度において、解散の日現在の会員から会費を徴収することができる。ただし、会費の徴収は清算完了の日までとする。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第75条 本会議所が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益目的財産取得残額があるときは、これに相当する財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、総会の決議により、本会議所と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第76条 本会議所が解散等により清算するとき存する残余財産は、総会において総正会員の議決権の3分の2以上の決議により、本会議所と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 雑則

(施行規則等)

第77条 本会議所は、本定款の運営を円滑にするため本定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散登記と公益法人の設立登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、解散登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
3. この法人の最初の代表理事 理事長は奥田誠とする。

附則

この定款は、総会の議決の日（平成25年8月11日）から施行する。